



島根県報

令和8年9月24日（木）

号外 第 9 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第541号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 24 日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	皆井田江津線	邑智郡邑南町矢上2114番地先から同番1地先まで	前	メートル 5.86～ 7.56	38.58	県央県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	7.42～ 10.73	38.58		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町矢上2115番1地先から同2113番4地先まで	前	5.86～ 7.56	38.58		災害復旧工事 拡幅
			後	8.42～ 10.73	38.58		

島根県告示第542号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
県 道	別府川本線	邑智郡川本町大字因原81番1地先から 同地先まで	メートル 65.02	令和8年 9月24日	県央県土整備 事務所	
〃	知夫島線	隠岐郡知夫村字小薄毛400番1地先から 同字薄毛ノ上434番8地先まで	234.77	令和8年 9月24日	隠岐支庁県土 整備局	